

令和 8 年度

ポンプ施設点検業務委託（用水・浸水対策ポンプ）

特記仕様書

守口市環境下水道部下水道課

# ポンプ施設点検業務委託特記仕様書

## 1. 業務目的

本業務は、守口市内に設置された浸水対策ポンプおよび用水ポンプ設備について、正常な機能と性能を維持するための点検を行い、故障や事故を未然に防止することで、市内の浸水対策および農業用水供給の安定を図り、公共の安全に寄与することを目的とする。

## 2. 適用

本特記仕様書は、本市が発注する「ポンプ施設点検業務委託（用水・浸水対策ポンプ）」に適用する。

本業務は、本特記仕様書、設計図書、および機械・電気設備工事共通仕様書に基づき実施する。

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、本市監督職員（以下「監督職員」という）と協議のうえ決定するものとする。

## 3. 委託業務場所・点検内容

点検の対象施設および回数は以下の通りとする。

### （1）浸水対策ポンプ点検業務

場所：守口市大久保町5丁目57番1号先 他 18箇所（計 19箇所）

詳細点検：各 1回

簡易点検：各 1回

### （2）用水ポンプ点検業務

場所：守口市梶町1丁目57番7号先 他 4箇所（計 5箇所）

詳細点検：各 1回

簡易点検：各 1回

※詳細については、別紙「位置図」「ポンプ場別能力・設備内容一覧」「浸水対策ポンプ場・用水ポンプ用点検箇所、業務条件等一覧」「浸水対策ポンプ場・用水ポンプ点検実施項目表」を参照すること。

## 4. 委託業務期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

## 5. 安全管理および事故防止

### （1）法令遵守

受注者は労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、および「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等を遵守し、労働災害、公衆災害、物件損害の防止に万全を期すこと。

(2) 酸欠・有毒ガス対策

ピット内作業時は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を選任し、作業開始前および作業中に酸素、硫化水素、可燃性ガスの濃度を測定すること。測定結果は記録・保存し、監督職員の求めに応じて提出すること。

(3) 気象情報と緊急避難

作業中は気象情報を常時監視し、局地的な大雨や地震等が発生した場合は直ちに作業を中止し、避難等の適切な措置を講じること。「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き」を遵守すること。

(4) 安全教育

作業員に対し、当該作業に係る安全教育を定期的を実施し、安全意識の向上を図ること。

(5) 保安対策

作業現場周辺の居住者および通行人の安全を確保するため、必要に応じて保安要員を配置し、交通の円滑な処理と安全確保に努めること。

6. 施設の保全および原状回復

受注者は、業務実施にあたり既設ポンプ施設および付帯設備に損傷を与えないよう注意を払うこと。

万一、施設・設備に損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に報告しその指示を受けるとともに、受注者の負担において速やかに原状復旧すること。

7. 点検用工具および計測器

使用する工具および計測器（絶縁抵抗計、ガス検知器、電流計等）は、本業務に適した精度を有するものを受注者が用意すること。

計測器は適切に校正されたものを使用し、監督職員から校正証明書等の提示を求められた場合はこれに応じること。

8. 業務の確認および立会い

監督職員は、必要に応じて業務の進捗状況を確認、または現場検査を行うことができる。その際、受注者の管理技術者は必ず立ち会わなければならない。

9. 清掃および廃棄物処理

本業務には、正確な点検を行うために必要なポンプ機器類およびピット内の清掃作業を

含む。

点検に支障をきたす著しい土砂の堆積等を確認した場合は、速やかに監督職員に報告すること。（この処理は別途本市が検討する）

作業に伴い発生した軽微なゴミ・廃材等は、受注者が適切に処理すること。

## 10. 提出書類

受注者は、以下の書類を正副各 1 部（または指定のデジタルデータ）提出すること。

- ・業務着手届
- ・管理技術者届（資格証の写しを添付）
- ・工程表
- ・業務計画書（安全管理計画・緊急連絡体制を含む）
- ・点検結果報告書（写真帳、測定データ、判定結果を含む）
- ・委託業務完了届
- ・請求書
- ・その他、監督職員が指示する書類

※異常発見時の報告：点検の結果、異常または故障の予兆を確認した場合は、報告書の提出を待たず、直ちに監督職員に口頭または電話にて速報し、指示を受けること。

## 11. 点検項目および内容

### （1）詳細点検

運転状態確認：手動運転による電圧・電流値の測定、振動・異音の有無の確認。

目視点検：マンホール・ピット内部の状態、制御盤の外観点検。

ポンプ本体点検：ポンプの引上げ・着脱確認、羽根車（インペラ）の摩耗・損傷・閉塞確認。

潤滑油点検：オイルプラグ確認、潤滑油への水分・汚水混入確認、必要に応じたガスケット交換。

動作確認：水位計（投込圧力式、フロート式等）の強制動作試験、設定水位の妥当性確認および調整。

保護装置確認：漏電遮断器、サーマルリレー等の動作確認。

通報装置確認：自動通報・遠方監視装置の通信・作動確認。

絶縁抵抗測定：制御盤主回路、制御回路、およびポンプモータの絶縁抵抗測定。

### （2）簡易点検

運転状態確認：手動運転による電圧・電流値、振動・異音の確認。

目視点検：ピット内および制御盤の状態確認、保護装置の動作確認。

通報装置確認：自動通報・監視装置の動作確認。

絶縁抵抗測定： 制御盤およびポンプ本体の絶縁抵抗測定。

#### 12. 異常箇所の発見および修繕

点検により発見された異常箇所のうち、軽微な調整や消耗品（雑品）の交換は本業務に含む。

本格的な修繕・部品交換が必要な場合は、速やかに見積書を提出し、監督職員と協議のうえ別途施し支払うものとする。

#### 13. 緊急点検整備体制

受注者は、台風、集中豪雨、または設備の故障発生等の緊急時に備え、24 時間 365 日連絡可能な体制を整備すること。

監督職員からの緊急呼出しがあった場合は、速やかに現場へ出向し、点検整備を実施すること。

緊急対応に要した費用については、実費に基づき別途協議のうえ精算するものとする。

#### 14. 疑義の決定

本仕様書に定めのない事項、または解釈に疑義が生じたときは、本仕様書の主旨にしたがい双方で協議のうえ定めるものとする。